

第8章 簡易タンク貯蔵所の基準(危政令第14条)

第1 簡易タンク貯蔵所の区分

1 都市計画区域内においては、簡易タンク貯蔵所以外の方法により貯蔵するよう指導するものとする。

2 貯蔵所又は取扱所の判断基準

1 給油を主な目的とする場合は、1日の取扱数量に係らず、給油取扱所として許可を行う。(S37 予44 16-1答1)

なお、「簡易タンク貯蔵所に設けられた固定給油設備で自動車等の燃料タンクに給油する行為又は容器に危険物を詰替える行為は貯蔵に伴う取扱いとして認められるものである。(S37 予44 16-2答2)」とあり、簡易タンク貯蔵所であっても1日の取扱数量が指定数量未満であれば差し支えない旨の質疑回答がある。しかし、設置許可を行う時点での取扱可能数量は、タンク容量となりえるため、萩市消防本部では、数量の大小に係らず、簡易タンク貯蔵所からの給油行為は認めていない。給油を目的とする場合には、給油取扱所として扱う。

2 1と同様に1日の取扱数量が指定数量以上であれば、一般取扱所(危政令第19条第1項)として扱う。

3 給油以外の目的である場合、1日の取扱数量が指定数量未満であれば、簡易タンク貯蔵所として取り扱う。

第2 簡易タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 簡易タンク貯蔵所の数(第2号)

「同一品質の危険物」には、法別表第1の品名が同じであっても品質の異なるものは含まれないこと。

2 標識及び掲示板(第3号)(危省令第17条第1項, 第18条第1項)

標識及び掲示板は、外部から見やすい箇所に設けること。

3 設置方法等(第4号)

(1) 簡易貯蔵タンクは、一般に移動可能な車を有しているものもあるが、容易に移動しないように

地盤面、架台等に固定し、屋外に設置する場合はタンクの周囲に1m以上の幅の空地进行を保有し、専用室内に設置する場合には、タンクと専用室の壁との間に0.5m以上の間隔を保つこと。

(2) 簡易貯蔵タンクを屋外に設置する場合、危険物を貯蔵し、又は取り扱う空地は、危政令第17条第1項第2号及び第3号の規定の例によるよう指導すること。

(3) 簡易貯蔵タンクを専用室内に設置するときは、当該タンクと専用室の屋根及びはりとの間に、点検整備のための空間として、0.5m以上の間隔を保つよう指導すること。

4 通気管(第8号)(危省令第20条第4項)

通気管の先端の高さが1.5m未満のものは、設置場所にコンクリート等の架台を設け、通気管の先端を簡易貯蔵タンクの周囲の地盤面より1.5m以上としても差し支えないこと。